

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和3年10月6日午後1時00分～午後5時20分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 重過失致死事件の送致について

少年課が、交野警察署と合同で、標記の事件につき、9月28日に被疑者1人を大阪地方検察庁に送致した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 自殺企図者の救助に際し救助者がお亡くなりになるといった悲しい事件であり、二度と同様の事件が起こらないように社会への警鐘としていただきたい。

(2) 地域警察活動強化月間の実施について

11月1日から11月30日までの間、「管内の実態把握活動の推進」、「地域住民等の安心感を高める地域安全活動の推進」、「あらゆる警察事象に即応した活動の推進」、「勤務環境等を整備するための施策の推進」を実施重点とした地域警察活動強化月間を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 今年の実施重点は、地域警察の総合的な活動が推進されるように設定されたものと承知している。即応しなければならない事象が多様化しており、現場で難しい判断を求められることもあると思うが、適切な対応がなされるようによりしくお願いしたい。

(3) 麻薬特例法違反（業として行う譲渡）等事件の検挙について

薬物対策課が、西成警察署と合同で標記の事件につき、被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 若年層での薬物のまん延が懸念される中、違法薬物の密売人検挙は非常に意義のあるものと感じている。引き続き、徹底した捜査によって事件の全容を解明していただきたい。

(4) 「令和3年秋の全国交通安全運動」の取組結果について

9月21日から9月30日までの10日間に実施された「令和3年秋の全国交通安全運動」の取組結果について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 運動期間中は、二輪車による「すり抜け運転」の取締りを推進し、広報啓発についても積極的に実施していただいたと認識している。

○ 一方では、残念なことに全て自転車に関係する3件の交通死亡事故が発生していることから、引き続き、自転車利用者に対するヘルメット着用を促進する等、交通事故防止対策に努めていただきたい。

第2 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、45件の行政処分を決定した。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

令和2年7月29日の公安委員会定例会議で審議した傷害致死事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、再審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。

(3) 出入国管理及び難民認定法違反に係る代行聴聞実施結果及び行政処分の決定について

出入国管理及び難民認定法違反に係る代行聴聞実施結果の報告があり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件について、審議の結果、飲食店営業の停止を決定した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 放置違反金納付命令に係る債権差押処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令に係る債権差押処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、本件審査請求は当該処分の取消しを求める法律上の利益はなく、不適法であることから却下とした。

(5) 警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定等の締結について

警察庁通達に基づき、大阪府、奈良県、和歌山県及び徳島県公安委員会間で「警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定」を締結する旨の上申があり、可として決裁した。

(6) 警察職員等の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について上申があり、可として決裁した。

(7) 地域交通安全活動推進委員の辞職に伴う感謝状の贈呈について

地域交通安全活動推進委員1人の辞職に伴う感謝状贈呈の上申があり、可として決裁した。

(8) 意見要望の受理等について

ア 苦情2件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。

イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。

ウ 意見要望8件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」第8条（不当な客引き行為等の禁止）の改正案の再検討について

9月1日の公安委員会定例会議において報告があった「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」第8条（不当な客引き行為等の禁止）の改正に係る再検討内容について報告があった。

- (2) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

9月21日から9月26日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上